

縄文遺跡群都市景観形成地域の 都市景観誘導指針



令和3年(2021年)5月
函館市

〈目 次〉

I 都市景観誘導指針の基本事項

1	策定の目的	1
2	位置づけと役割	1
3	本指針活用のフローチャート	1

II 景観形成の方針

1	縄文遺跡群都市景観形成地域	2
	(1) 垣ノ島遺跡地区	2
	(2) 大船遺跡地区	2
2	景観特性	4
3	景観形成の方針	4

III 誘導指針

1	届出・事前協議	5
	(1) 届出	5
	(2) 事前協議	5
	(3) 届出対象行為と届出対象規模	6
	(4) 届出が不要な行為	7
	(5) 届出等手続きのフローチャート	8
2	景観誘導の方向性	9
3	景観形成基準と誘導指針	10
4	用語の解説	19

I 都市景観誘導指針の基本事項

1 策定の目的

景観は、地形や緑、水などの自然、遺跡、建築物、工作物などの視覚に写る物的環境を主体として、地域住民の暮らしや生業が醸し出す雰囲気などとも深い関わりを持つものです。

良好な景観を保全し、形成することは、地域の魅力を高め、人々が地域に誇りと愛着を持ち、物質的および精神的豊かさをもたらすこととなります。

本指針は、この考え方に基づき、縄文遺跡群都市景観形成地域の「望ましい景観形成の方針」を示し、地域の豊かな日常生活の創出と、良好な景観の形成に資するものです。

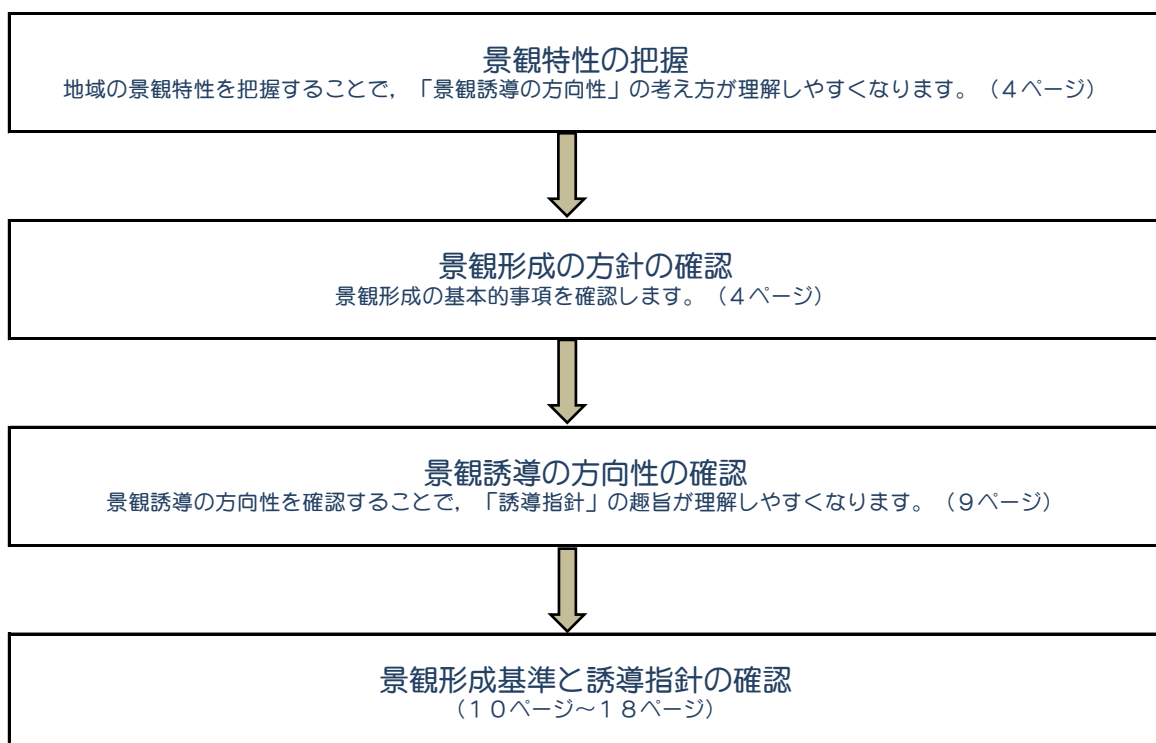
2 位置づけと役割

本指針は、函館市都市景観条例第12条の2に基づき策定する「都市景観誘導指針」であり、縄文遺跡群都市景観形成地域内における都市景観の形成に配慮すべき事項について、わかりやすく解説した指針として、以下に示す役割を担います。

- 建築行為等を行う場合の具体的な景観配慮の手法等を示した事例集
- 建築行為等を行う場合に、市と事前協議をする際の協議事項を示した指針

3 本指針活用のフローチャート

縄文遺跡群都市景観形成地域内において建築行為等を行おうとするときは、以下の手順に従うことで、本指針を効果的に活用することができます。



Ⅱ 景観形成の方針

1 縄文遺跡群都市景観形成地域

本地域は、遺跡が所在する地区毎に垣ノ島遺跡地区と大船遺跡地区に分かれており、主に海岸段丘上に立地し、水産資源豊富な太平洋に面し、後背地に森林資源に恵まれた落葉広葉樹の森が広がっています。

地域内に所在する史跡垣ノ島遺跡と史跡大船遺跡は縄文時代の集落遺跡で、竪穴建物跡や盛り土遺構など多数の貴重な遺構や遺物が確認され、国指定の史跡となっている重要な遺跡であります。

本遺跡群と周辺は、盛り土遺構や復元された竪穴建物跡と、地域住民の暮らしや緑豊かな自然で構成された遺跡景観を形成しており、縄文時代の時の流れに思いを馳せることができるような地域となっています。

(1) 垣ノ島遺跡地区

垣ノ島遺跡は、太平洋に面した高台に位置する縄文時代早期前半から後期後半（紀元前7,000年～1,000年頃）の約6千年間の長期にわたる定住を顕著に示す拠点集落であるとともに、長さ190mを超える大規模な盛り土遺構をはじめ、副葬品の足形付土版や竪穴建物跡から儀礼に伴う道具が数多く出土するなど、当時の精神性を示す遺構や遺物が数多く見つかる貴重な遺跡です。

本地区は、この垣ノ島遺跡の価値を持続的に保護するために必要な地域であります。

(2) 大船遺跡地区

大船遺跡は、太平洋に面した高台に位置する縄文時代前期後半から中期後半（紀元前3,500年～2,000年頃）の大規模な集落遺跡で、これまでに100棟以上の竪穴建物跡、盛り土遺構、土坑群等が確認され、深さ2mを超える大型の竪穴建物が特徴です。東北地方や北海道中央部からもたらされた土器や石器などの遺物が出土していることから、活発な交易が行われ、地域の拠点集落として栄えたことが窺える遺跡です。

本地区は、この大船遺跡の価値を持続的に保護するために必要な地域であります。

対象区域		区域面積
縄文遺跡群 都市景観形成地域 (図1のとおり)	垣ノ島遺跡地区 (臼尻町の一部(図2のとおり))	約61.1ha
	大船遺跡地区 (大船町の一部(図3のとおり))	約21.8ha
	計	約82.9ha

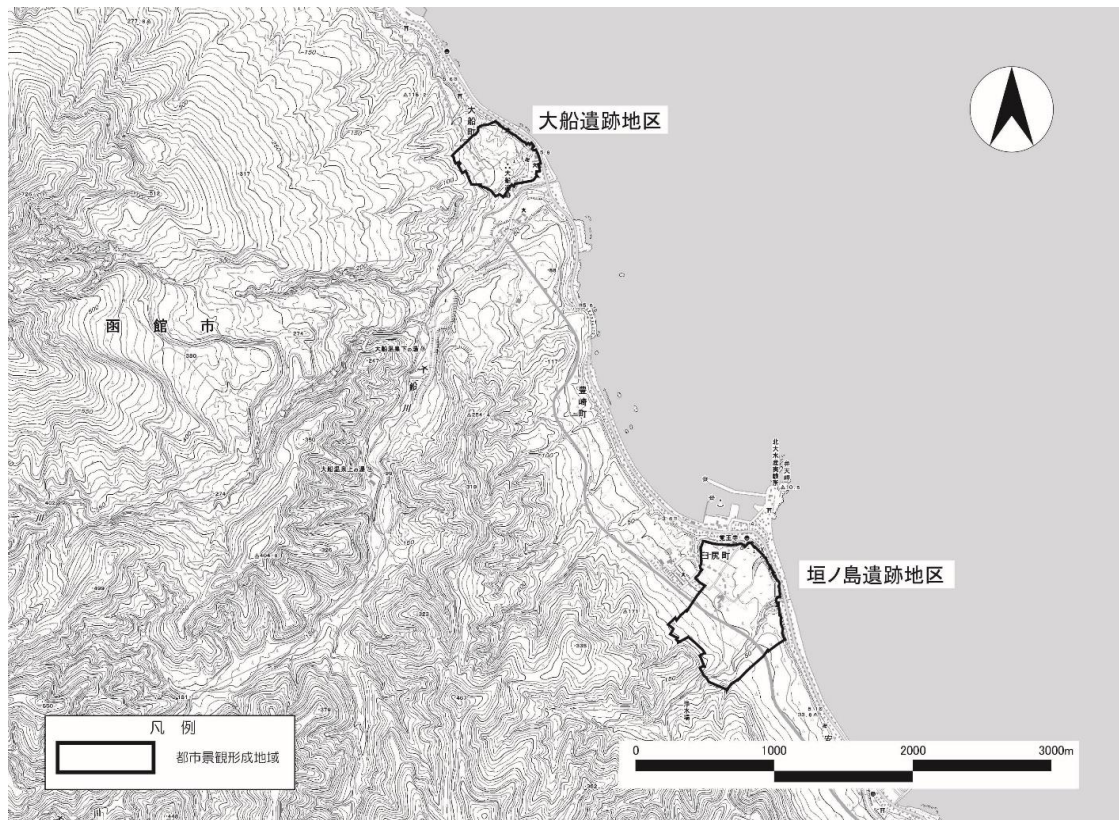


図1 縄文遺跡群都市景観形成地域

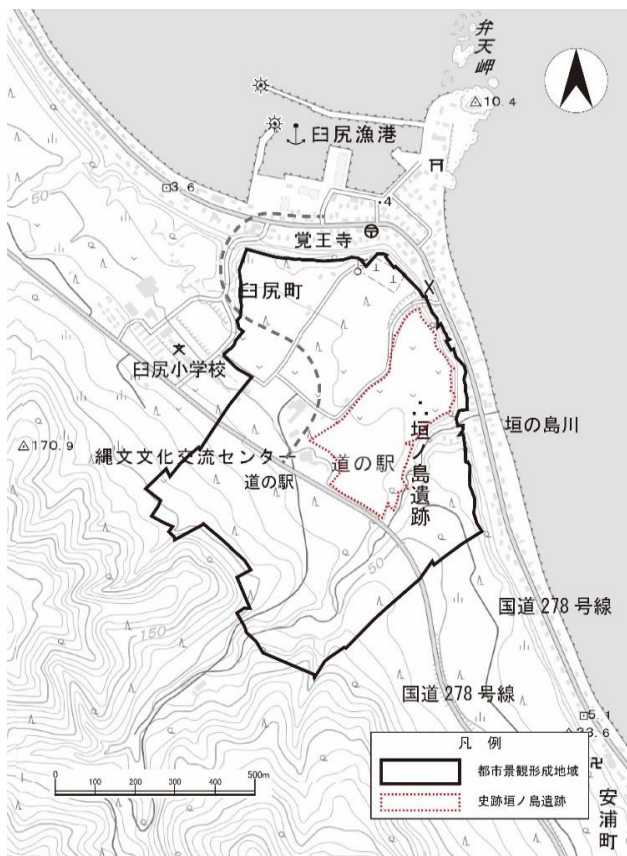


図2 垣ノ島遺跡地区



図3 大船遺跡地区

「国土地理院地図を加工して作成」

2 景観特性

本地域には、垣ノ島遺跡と大船遺跡が所在し、その周辺には縄文時代と変わらない地理的・自然的環境が残っていることから、地域全体の景観特性を縄文の遺跡景観としてとらえることができます。

3 景観形成の方針

本地域は、遺跡の価値を持続的に保護するために必要不可欠な地域であり、本市の縄文遺跡のシンボル核^{※1}と位置づけていることから、景観形成を推進するにあたり、遺跡を中心とした本地域の景観保全や縄文時代の歴史性を活かした豊かなまちづくり^{※2}を実現するため、3つの方針を定めます。

- 地理的・自然的環境の維持
- 眺望景観の保全
- 遺跡と生活環境が調和した景観形成の実現



史跡垣ノ島遺跡



史跡大船遺跡

※1 **縄文遺跡のシンボル核**

数多くの縄文遺跡が所在する函館市内において、世界遺産を目指している史跡垣ノ島遺跡や史跡大船遺跡のある本地域を位置づけていること。

※2 **縄文時代の歴史性を活かした豊かなまちづくり**

縄文時代から始まる1万年以上にわたる社会性や精神性などを活かしながら、当時から続く山や海の豊かな恵みといった自然環境と、暮らしや生業等といった人の活動が調和した特色のある魅力的で持続可能なまちづくりのこと。

Ⅲ 誘導指針

1 届出・事前協議

(1) 届出

本地域内において、建築物等の建築行為等を行う場合は、行為をしようとする予定日の30日前（大規模な建築物については45日前）までに景観法に基づく「届出」が必要になります。

「届出」が必要な行為および規模については、6ページから7ページ、届出等に関する手続きの流れについては、8ページを参照してください。

行為の内容は、10ページから15ページの「景観形成基準」に適合していなければなりません。

(2) 事前協議

本地域内において、「届出」が必要な行為（除却を除く。）を行う場合は、「届出」を行う前に「事前協議」が必要です。

「事前協議」は、10ページから15ページの「誘導指針」に記載されている事項に基づいて行われます。

(3) 届出対象行為と届出対象規模

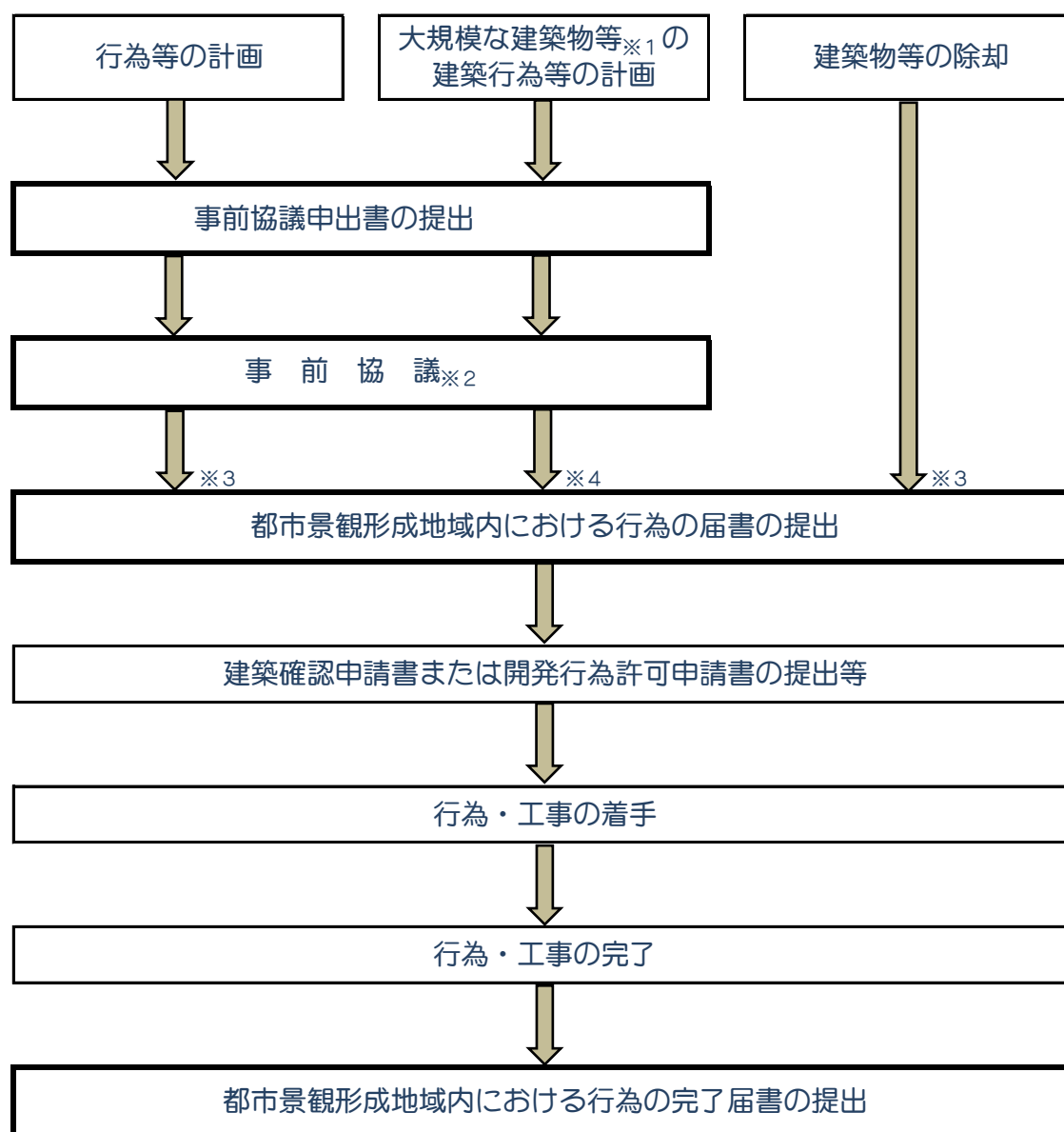
種 別		届 出 対 象 行 為	届 出 対 象 規 模	
建 築 物	建築物、建築設備	新築、増築、改築、移転	高さが10mまたは床面積の合計が10㎡を超えるもの	
		外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	その行為に係る外観の部分の面積の合計が外観全体の面積の1／2を超えるもの（以下同じ。）	
		除却	床面積の合計が10㎡を超えるもの	
	塀、門	・新築、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 ・除却	高さが1.5mを超えるもの	
工 作 物	擁壁、護岸等	・新設、増築、改築、移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 ・除却	高さが1.5mを超えるもの	
	垣、柵等			
	日よけ			
	高架水槽、冷却塔等		高さが8mを超えるもの	
	煙突、排気塔等		高さが6mを超えるもの	
	アンテナ		高さが1.5mを超えるもの	
	装飾塔、記念塔、物見塔、電波塔等		高さが4mを超えるもの	
	記念碑、彫像等		高さが4mを超えるもの	
	立体駐車場		高さが1.5mを超えるもの	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等			
	石油、ガス、穀類、飼料等の貯蔵施設			
	メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート等		高さが1.3mを超えるもの	
	電気供給電線路、有線電機通信線路、空中線系			
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等			
	街路灯、照明灯等			高さが4mを超えるもの
	自動販売機			全て
	風力発電設備、太陽光発電設備等			
開発行為		面積が10㎡を超えるもので、高さが1.5mを超える法を生ずる切土、盛土を伴うもの		
木竹の伐採		森林病虫害防除以外の木竹の伐採、樹高が10m以上または地上1.5mの高さにおける幹周が1mを超えるもの		
土石類の採取		採取後の地形の変更面積が10㎡を超えるもので、高さが1.5mを超える法を生ずる切土、盛土を伴うもの		
水面の埋立て		面積が10㎡を超えるもの		
物件の堆積		堆積する期間が90日を超え、面積が50㎡を超えるものまたは高さが1.5mを超えるもの		

(4) 届出が不要な行為

届出対象行為のうち、次の要件を満たす行為は、届出対象から除外されます。

■ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの（景観法第16条第7項第1号）（景観法施行令第8条）	
① 地下に設ける建築物の建築等または工作物の建設等	
② 仮設の工作物の建設等	
③ 次に掲げる木竹の伐採	
イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採	
ロ 枯損した木竹または危険な木竹の伐採	
ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採	
ニ 仮植した木竹の伐採	
ホ 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹の伐採	
④ ①～③に掲げるもののほか、次に掲げる行為	
イ 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為	
ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの	
・ 建築物の建築等	
・ 工作物の建設等（当該敷地に存する建築物に附属する物干場、道路（私道を除く）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物、消火設備を除く）	
・ 木竹の伐採	
・ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で高さが1.5mを超える行為	
・ 特定照明（建築物・工作物等のライトアップ用照明）	
ハ 農業、漁業または漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの	
・ 建築物の建築等	
・ 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等	
・ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）または幅員が2mを超える農道もしくは林道の設置	
・ 土地の開墾	
・ 森林の皆伐	
・ 水面の埋立てまたは干拓	
■ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第16条第7項第2号）	
■ その他政令または景観行政団体の条例で定める行為（景観法第16条第7項第1号）（市条例第13条第3項）	
① 仮設の建築物等の新築（工作物にあっては、新設。）、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更	
② 都市計画法による都市計画事業の施行として行う行為	
③ 条例第26条第1項の保存計画に定められた条例第25条の保存地区の保存のため必要な管理施設および設備ならびに環境の整備に関して行う行為	
④ 北海道公安委員会が行う道路標識等の設置または管理に係る行為	

(5) 届出等手続きのフローチャート



※1 大規模な建築物等とは次のものをいいます。

行為の種類	規模等
建築物	・ 高さが10mを超えるもの ・ 床面積の合計が500㎡を超えるもの
工作物	・ 高さが10mを超えるもの ・ 建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が10mを超えるもの ・ 電線、電信線およびその支持物にあつては、高さが13mを超えるもの

※2 事前協議に要する期間は、20日程度です。協議の状況により前後することがあります。

※3 行為等を行う30日前までに届出が必要です。

※4 建築確認申請書または開発行為許可申請書の提出等の45日前までに届出が必要です。

2 景観誘導の方向性

■ 眺望景観の保全と形成

遺跡の内外から眺めたとき、視界には落葉広葉樹の森や太平洋の海が広がっています。こうした自然と遺跡が一体となった縄文時代の佇まいを感じさせる景色を大切にしていきたいと考えます。

■ 遺跡景観の保全と形成

遺跡に配慮しながら、地域住民が豊かな生活を営むことができるよう、遺跡と地域住民の暮らしと緑豊かな自然で構成された遺跡景観を大切にしていきたいと考えます。



史跡大船遺跡からの眺め



史跡垣ノ島遺跡と周辺の地域

3 景観形成基準と誘導指針

建築物 敷地内の位置

景観形成基準

- 1 遺跡および周辺の景観と調和のとれたものとする。
- 2 遺跡および主要な眺望点（縄文文化交流センター，大船遺跡管理棟，以下同じ。）から直接見えない位置とするよう配慮する。
- 3 現在の地形や水源，水脈等を維持できる位置とするよう配慮する。
- 4 遺跡および道路等の公共的な場所に面する壁面位置は，できる限り後退し，遺跡景観に配慮する。

誘導指針

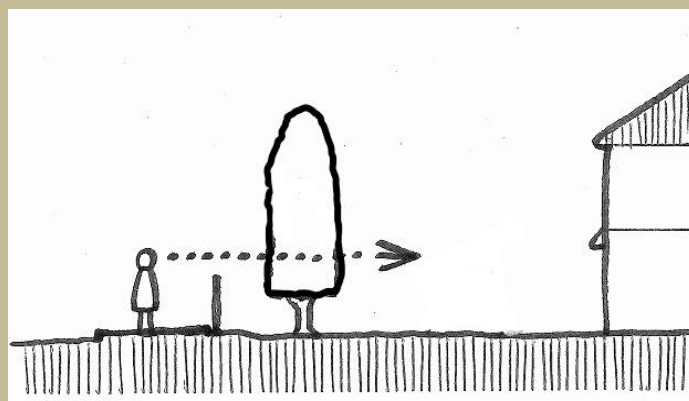
- ☐ 遺跡，森や木々の自然，山の稜線，海側の眺めなどに配慮し，それらに対して圧迫感や違和感，突出した印象を与えないよう，建築物の配置を工夫する。
- ☐ 遺跡および主要な眺望点から直接見えないよう，できる限り後退するなど建築物の配置を工夫する。やむを得ない場合は，植栽などで目隠しし，植栽の樹種は，できる限り落葉広葉樹（クリ，クルミ，ブナ，ミズナラなど）とする。
- ☐ 自然のままの地形や，河川，水路などの水源，水脈等をできる限り保存し，活かすよう建築物の配置を工夫する。
- ☐ 公共的な場所に面する敷地境界からできる限り後退し，敷地内にゆとりのある空間を確保するよう工夫する。



遺跡からの眺め



主要な眺望点からの眺め



できる限り後退し，植栽等で見えないように工夫した事例

建 築 物	規 模 （ 高 さ ）
景観形成基準	高さは13m以下とする。エレベーター機械室，階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1／8以内の場合においては，その部分の高さの5mまでは当該建築物の高さに算入しない。建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は，建築物本体からの高さが5m以下とする。 ただし，市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は，この限りではない。
誘導指針	☐ 高さについては，階数や階高を抑えるなど，できる限り低くするよう工夫する。 ☐ 建築物上部の塔屋や建築設備は，その高さをできる限り低くするよう工夫する。 ☐ 建築物上部の塔屋は，周辺の道路から直接見えない規模となるよう工夫する。

建 築 物	外 観 の 意 匠
景観形成基準	1 遺跡および周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 外壁等に用いる材料および仕上げは，遺跡景観に調和するよう配慮する。
誘導指針	☐ 遺跡，森や木々の自然，山の稜線，海側の眺めなどに配慮し，それらに対して圧迫感，違和感，突出した印象を与えないよう，建築物の部分的なセットバック，壁面の分節化，陰影処理を行うなど工夫する。 壁面を分節し圧迫感を軽減した事例 ☐ 光沢のある材料や仕上げを避け，自然素材や板張り，石張り，左官仕上げにするなど工夫する。 板張り 石張り 左官仕上げ

建 築 物	外 観 の 色 彩
景観 形成 基準	1 屋根、外壁等の色彩は、遺跡および周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 遺跡景観と調和のとれた色彩に配慮し、屋根、外壁の色彩は、日本工業規格のZ8721に定める色相、明度および彩度の三属性による赤(R)、橙(YR)、黄(Y)の色相においては彩度6以下、その他の色相においては彩度4以下を基調とする。
誘導 指針	☐ 遺跡、森や木々の自然、山の稜線、海側の眺めなどに配慮し、それらに対して圧迫感や違和感、突出した印象を与えないよう、落ち着いた色彩を使用するなど工夫する。 ☐ 木材、石材などの自然素材を使用するなど工夫する。

工 作 物 位 置

景観形成基準

- 1 遺跡および周辺の景観と調和のとれたものとする。
- 2 遺跡および主要な眺望点から直接見えない位置とする。ただし、やむを得ず設置し、かつ景観上支障の無い場合は、この限りでない。
- 3 現在の地形や水源、水脈等を維持できる位置とするよう配慮する。
- 4 遺跡および道路等の公共的な場所に面する部分は、できる限り後退し、遺跡景観に配慮する。
- 5 太陽光発電設備は、遺跡の主要な眺望点および道路等の公共的な場所から直接見えないよう、植栽等による遮へいをするなど、遺跡景観に配慮する。

誘導指針

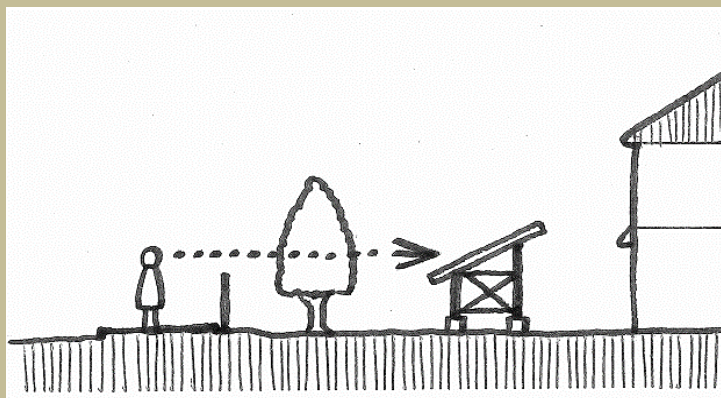
- ☐ 遺跡、森や木々の自然、山の稜線、海側の眺めなどに配慮し、それらに対して圧迫感や違和感、突出した印象を与えないよう、工作物の配置を工夫する。
- ☐ 遺跡および主要な眺望点から直接見えないよう、できる限り後退するなど工作物の配置を工夫する。やむを得ず設置する場合は、植栽などで目隠しするか、周辺の景観に調和したデザインのものを採用するなど工夫する。植栽の樹種は、できる限り落葉広葉樹（クリ、クルミ、ブナ、ミズナラなど）とする。
- ☐ 自然のままの地形や、河川、水路などの水源、水脈等をできる限り保存し、活かすよう工作物の配置を工夫する。
- ☐ 公共的な場所に面する敷地境界からできる限り後退し、敷地内にゆとりのある空間を確保するよう工夫する。
- ☐ 周辺の景観と調和した植栽や塀などにより、太陽光発電設備が公共的な場所から直接見えないよう工夫する。植栽の樹種は、できる限り落葉広葉樹（クリ、クルミ、ブナ、ミズナラなど）とする。



遺跡からの眺め



主要な眺望点からの眺め



太陽光発電設備が公共的な場所から直接見えないように工夫した事例

工 作 物	規 模
景観形成基準	高さは13m以下とする。ただし、市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は、この限りではない。
誘導指針	☐ 高さについては、工作物の工法，構造，設備機器の性能を検討するなど，できる限り低くするよう工夫する。

工 作 物	外 観 の 意 匠 お よ び 色 彩
景観形成基準	1 遺跡および周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 色彩は，建築物の外観の色彩基準と同様とする。
誘導指針	☐ 遺跡，森や木々の自然，山の稜線，海側の眺めなどに配慮し，それらに対して圧迫感，違和感，突出した印象を与えないよう，周辺の景観に調和したデザインのものの採用や落ち着いた色彩を使用するなど工夫する。 ☐ 光沢のある材料や仕上げを避ける。 ※〔建築物の外観の色彩基準〕 1 屋根，外壁等の色彩は，遺跡および周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 遺跡景観と調和のとれた色彩に配慮し，屋根，外壁の色彩は，日本工業規格のZ8721に定める色相，明度および彩度の三属性による赤(R)，橙(YR)，黄(Y)の色相においては彩度6以下，その他の色相においては彩度4以下を基調とする。

駐 車 場

景観
形成
基準

駐車場を整備する場合は、遺跡や道路等の公共的な場所から直接見えないよう、植栽等による遮へいをするなど、遺跡景観に調和するよう配慮する。

誘導
指針

□ 周辺の景観と調和した植栽や塀などにより、駐車スペースが公共的な場所から直接見えないよう工夫する。植栽の樹種は、できる限り落葉広葉樹（クリ、クルミ、ブナ、ミズナラなど）とする。

土 地 の 形 質 の 変 更

景観
形成
基準

現在の地形や水源、水脈等を維持するとともに、変更後の状態が遺跡および周辺の景観に調和するよう配慮する。

誘導
指針

- 自然のままの地形や、河川、水路などの水源、水脈等をできる限り保存し、長大な法面や擁壁が生じないように工夫する。
- 法面を設ける場合は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努める。
- 擁壁を設ける場合は、周辺の景観に調和したデザインのもの採用、緑化、ひな壇状に分節化、擁壁面に素材感や陰影感を持たせるなど工夫する。
- 変更後は、植栽等による修景をするなど工夫する。植栽の樹種は、できる限り落葉広葉樹（クリ、クルミ、ブナ、ミズナラなど）とする。

木 竹 の 伐 採

景観
形成
基準

- 1 遺跡および主要な眺望点から直接見える木竹、または、現代的構築物を遮へいしている木竹の管理は、遺跡景観に調和するよう配慮する。
- 2 木竹の適正な管理のために伐採する場合は、伐採後の土地利用に応じ、植栽等による修景をするなど、遺跡景観に調和するよう配慮する。

誘導
指針

- 遺跡および周辺の景観を乱すことのないよう、伐採は、目的に応じて必要最小限とする。
- 植栽の樹種は、できる限り落葉広葉樹（クリ、クルミ、ブナ、ミズナラなど）とする。



遺跡周辺の樹木



遺跡周辺の樹木

植 栽

景観
形成
基準

空地および法面は、植栽等による修景をするなど、遺跡景観に調和するように配慮する。

誘導
指針

- 植栽の樹種は、できる限り落葉広葉樹（クリ、クルミ、ブナ、ミズナラなど）とする。



史跡大船遺跡内「縄文の森」の落葉広葉樹

土 石 類 の 採 取

景観
形成
基準

行為の場所が遺跡や道路等の公共的な場所から直接見えないよう、植栽等による遮へいをするなど、周辺の景観に調和するように配慮する。

誘導
指針

- 周辺の景観と調和した植栽や塀などにより、行為の場所が公共的な場所から直接見えないよう工夫する。植栽の樹種は、できる限り落葉広葉樹（クリ、クルミ、ブナ、ミズナラなど）とする。

水面の埋立て

景観
形成
基準

現在の地形や水源、水脈等を維持するとともに、埋立て後の状態が遺跡および周辺の景観に調和するよう配慮する。

- ☐ 自然のままの地形や、河川、水路などの水源、水脈等をできる限り保存し、活かすよう埋立てを工夫する。
- ☐ 法面を設ける場合は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努める。
- ☐ 護岸等を設ける場合は、周辺の景観に調和したデザインのもの採用、緑化、ひな壇状に分節化、護岸面に素材感や陰影感を持たせるなど工夫する。
- ☐ 埋立て後は、植栽等による修景をするなど工夫する。植栽の樹種は、できる限り落葉広葉樹（クリ、クルミ、ブナ、ミズナラなど）とする。

誘導
指針



垣の島川



大舟川（参考）

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

景観形成基準	1 遺跡景観に調和するよう配慮する。 2 堆積の場所が遺跡や道路等の公共的な場所から直接見えないよう、植栽等による遮へいをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。
誘導指針	☐ 堆積の場所は、遺跡や道路等の公共的な場所に面する境界からできる限り離れた位置とする。 ☐ 物を積み上げる場合には、できる限り高さを抑える。 ☐ 堆積は、遺跡景観に調和するよう整然と行う。 ☐ 周辺の景観と調和した植栽や堀などにより、堆積の場所が公共的な場所から直接見えないよう工夫する。植栽の樹種は、できる限り落葉広葉樹(クリ、クルミ、ブナ、ミズナラなど)とする。

4 用語の解説

彩度（さいど）

色の鮮やかさを0から14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。

色相（しきそう）

色合いの違いを表し、赤（R）、黄赤（YR）、黄（Y）、緑黄（GY）、緑（G）、青緑（BG）、青（B）、紫青（PB）、紫（P）、赤紫（RP）の10色相を基準とする。

さらに10色相を10分割して、色相全体を100に分割して表す。

セットバック

建物全体または一部を敷地境界から後退させることや、建物上部を段状に後退させること。

塔屋（とうや）

エレベーターの機械室や換気塔、冷却塔など、建築物の屋上に突き出した部分をいう。

明度（めいど）

色の明るさを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。